

一般社団法人石炭・炭素資源有効利用研究会 定款

第1章 総則

第1条(名称)

この法人は、一般社団法人石炭・炭素資源有効利用研究会と称する。

第2条(事務所)

この法人は、主たる事務所を群馬県桐生市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

当法人は、エネルギー資源に乏しい我が国にとって、最も重要な資源である石炭及び炭素資源に着目し、大幅な石炭・炭素資源利用の拡大、その無公害な流体燃料への変換利用技術の革新的技術の開発を最重要課題として、産・学・官が総力を挙げ、一致協力してこれにあたるように、広く我が国の研究者、技術者を横断するかたちでの情報交換および討論の場を用意し、石炭・炭素資源利用技術開発の進展を一層積極的に推進するための事業を行うことを目的とする。

第4条(事業)

この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 石炭・炭素資源のクリーンで高効率な利用技術開発支援
- 2 産学官連携の推進と国家プロジェクトへの支援
- 3 若手研究者・技術者の育成
- 4 積極的な情報・提言発信
- 5 国際交流の拡充
- 6 活発な研究活動を展開するための研究会の開催
- 7 その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条(会員と法人の構成員)

当法人の会員は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、以下に規定する学会会員、産業界会員の2種とする。

- 一 学会会員: 会の目的に賛同し入会した者

二 産業界会員:会の目的に賛同した法人その他団体

2 学界会員ならびに、産業界会員の代表委員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

第6条(会員の資格取得)

当法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、当法人の理事会の決議を経て入会するものとする。

第7条(経費の負担)

会員は、各種会員の別に応じて、理事会が定める当法人の規程に基づき会費を支払わなければならない。

第8条(任意退会)

会員は、別に定める退会届を提出することにより、当該年度末をもって退会することができる。但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。

第9条(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条(資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を一年以上履行しなかったとき。
- 二 総会員が同意したとき。
- 三 学界会員において当該会員が死亡したとき。
- 四 当法人が解散したとき。
- 五 学界会員において当法人の活動に5年間、参加の無いとき。但しこの場合、弁明の機会を与え、理事会の議を経て、社員総会において決定する。

第4章 社員総会

第11条(構成)

社員総会は、第5条で定める全ての社員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

第12条(権限)

社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 今年度の事業計画及び前年度の事業報告
- 二 収支予算及び決算
- 三 理事及び監事の選任又は解任
- 四 理事及び監事の報酬等の額
- 五 社員の除名
- 六 定款の変更
- 七 解散
- 八 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条(開催)

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

第14条(招集)

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第15条(招集の請求)

総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第16条(議長)

社員総会の議長は、代表理事が行う。

第17条(議決権)

社員総会における議決権は、社員1名につき1票とする。

第18条(決議)

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席(委任状含む。)し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名

- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

第19条(議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印又は電子署名をする。

第5章 役員

第20条(役員の設定)

この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上20名以内
 - 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般法人法に定める代表理事とする。
- 3 会長を除く理事のうち、2名以内を副会長とすることができる。

第21条(役員を選任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事の定年年齢は75歳までとする。但し、社員総会の決議により定年の延長を行うことができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者または3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第22条(理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で決定した順序に従い、業務執行に係る職務を代行する。

第23条(監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第24条(役員任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第25条(報酬等)

理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

第26条(顧問及び特別顧問)

当法人に、若干名の顧問及び特別顧問を置くことができる。

2 顧問及び特別顧問は、会長の推薦に基づき、理事会の決議を経て、社員総会において決定する。

3 顧問及び特別顧問の推薦の基準は以下のとおりとする。

一 顧問は原則として理事経験者とする。

二 特別顧問は原則として会長経験者とする。

4 顧問及び特別顧問は、その豊富な経験、知識等を活かし当法人の目的に沿った活動が行われるよう理事会にオブザーバーとして参加し、諮問にこたえ、助言をおこなうことができるが、議決権は有さない。

5 顧問及び特別顧問の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

6 顧問及び特別顧問の定年年齢は80歳までとする。但し、社員総会の決議により定年の延長を行うことができる。

第6章 理事会

第27条(構成)

この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれを行う。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事のうちから互選により議長を決定する。

第28条(権限)

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長及び副会長の選定及び解職

第29条(招集)

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事が招集することができる。

第30条(決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条(理事会の決議の省略)の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第31条(議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名をする。

第7章 事務局

第32条(事務局)

当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議により決定する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

第33条(事業年度)

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第34条(事業報告及び決算)

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

第35条(定款の変更)

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第36条(解散)

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第37条(残余財産の帰属)

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

第38条(公告方法)

当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 附則

第39条(最初の事業年度)

当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和3年3月31日までとする。

第40条(法令の準拠)

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第41条(設立時の理事及び監事)

当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時	理事	齋藤 公児
設立時	理事	鷹觜 利公
設立時	理事	寶田 恭之
設立時	監事	牧野 尚夫

第42条(設立時の社員の氏名及び住所)

当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

氏名	住所
寶田 恭之	
鷹觜 利公	

附則(改訂履歴)

この定款は令和3年2月3日から施行する。

附則(改訂履歴)

この定款は令和3年4月1日から施行する。